

「ヤミ金容疑／革労協の男逮捕」記事への申し立てに対する見解

2021年11月30日
朝日新聞社報道と人権委員会

1. 事案の概要

本件は、朝日新聞（西部本社版）が2019年10月18日付の夕刊社会面に、「ヤミ金容疑 革労協の男逮捕」との見出し（以下、本件見出しという）を付けて掲載した記事（以下、本件記事という）について、逮捕され、その後不起訴処分とされた「福岡・築港日雇労働組合（福日労）」委員長の緒方信雄氏（以下、申立人という）が、「県警発のデマ記事であり、組合や組合員とともに名誉を傷つけられた」として、朝日新聞社が申立人と福日労に謝罪し、謝罪記事を掲載するよう、「報道と人権委員会」（PRC）に勧告することを求め、さらに追加の主張として、「申立人側への取材をし、それを掲載すべきだった」ことの確認を求めたものである（以下、本件申立てという）。

申立人は、福岡市に拠点を置き、日雇い労働者らで組織する福日労の委員長である。福日労は、労働者に対する医療相談や労働相談、生活支援、炊き出しのほか、行政への要求行動などを行っている。

福岡県警博多署と公安3課は同年10月18日午前9時31分、申立人を貸金業法違反の容疑で逮捕し、福日労事務所のほか、革労協の拠点「現代社」（東京都杉並区）などを搜索した。同県警は同日午前11時、報道機関に「革労協主流派活動家による貸金業法違反被疑事件の通常逮捕について」とする発表を行った。容疑は、申立人が貸金業の登録を受けずに2019年5～8月に4回、男性に対して計1万2,000円を業として貸し付けたというものだった。

福岡地検は同年11月8日、申立人を不起訴処分とし、釈放した。

朝日新聞（いずれも西部本社版）は、同年10月18日付夕刊と翌19日付朝刊社会面に申立人が逮捕された事実を、さらに11月9日付朝刊に「革労協主流派の活動家の男性（69）」として、申立人に対する不起訴処分を報じた。

2. 審理の経過

本件記事をめぐって、申立人を支援する団体が2019年10月と2020年1月、朝日新聞社に対して、謝罪記事の掲載などを求める抗議書を送付した。同社は「警察発表に基づいて記事にしたものです」として、謝罪記事の掲載などには応じなかった。これを受け申立人は2020年3月30日、PRCに「1.」記載の申立てを行ったが、その後は、新型コロナウイルス感染被害の拡大に伴い、当事者からの聞き取りが難しい状況が続いた。当委員会は、2021年9月17日に申立人、同月28日に記者及びデスクの聴取を実施し、関係資料を精査するとともに、聴取結果に基づいて審理を進めた。

3. 双方の主張

（ア）申立人の主張

貸し付けは、生活保護を受けていた顔見知りの労働者が病院に通うための交通費に困っていたために用立てたもので、組合による医療相談、生活支援の一環だ。カンパは、労働者が自主的に行ったもので要求はしていない。「ヤミ金容疑」の見出しのほか、「返済の際にカンパ名目で上乗せして取り立て」や「活動家が地盤固めに使っている」などの記載は、公安警察に手を貸し、「反社会的存在」として社会から葬り去る役割を果たしている。事件は県警による「でっち上げ」「労働運動つぶし」で、記事が出た後、友好的だった近隣住民の見る目が変わり孤立させられているほか、炊き出しへのカンパも減っている。

（イ）朝日新聞側の主張

記事は県警の発表をもとに、信頼できる県警幹部への取材で肉付けしたもので、不起

訴処分についてもフォローしている。不起訴時に、支援団体の取材をしようとしたが、連絡がつかなかった。記事は確定的事実を報じたものではなく、警察の見方を紹介したものだ。

4. 申立人の主張に対する判断

①名誉棄損の主張について

本件記事は、申立人が、無登録で貸金業を行っていたとして、福岡県警に逮捕されたことを報じたものである。

本件記事は、以下②で詳述するように、申立人の社会的評価を低下させるものである。しかし、記事の主要部分は同県警の公式発表に基づき、その他の部分も同県警幹部への取材に基づいて記載されたものである。つまり、本件記事は、捜査段階の嫌疑報道であり、刑法230条の2第2項により、「公共の利害に関する事実」についての報道と認められ、また、特段の事情がない限り、「公益目的」が認められるところ、特段の事情の存在について主張・立証はない。また、記事の内容を虚偽と判断する根拠はない。したがって、名誉棄損の主張は認められない。

②「申立人側への取材をするべきだった」との主張について

本件記事は①で述べたとおり、捜査段階における嫌疑を報道するものであるため、名誉棄損にはあたらないが、事案の性格を考慮すれば、報道内容は、警察の公式発表の範囲内にとどめるべきであり、公式発表を超える内容を報じるのであれば、責任あるメディアとして容疑者側の取材に最大限努めるべきであった、と判断する。公式発表を超える記事部分が、申立人や福日労に関して悪印象を与えていることは否定できず、「反社会的存在」として描き出している、とする申立人の主張には理由がある。以下、問題点を本件記事の扱いや見出し、表現について具体的に指摘する。

(イ) 記事の扱い

申立人が逮捕された今回の事件は、貸金業法が本来取り締まり対象とする事案とは異なることから、県警が公式発表した容疑内容だけを最小限の大きさで掲載するのが妥当であったと、当委員会は考える。嫌疑報道にあたっては、記者やデスクは、事件を慎重に見極め、意味合いや広がり、ニュースバリュー、捜査当局の狙いなどを適切に評価したうえで、必要以上に容疑者の社会的評価を低下させることがないように配慮するべきである。

(ロ) 記事の見出し

一般の読者は、「ヤミ金容疑」の見出しで、申立人は無登録で「高利貸し」を営んでいたという印象を抱く恐れがある。見出しの担当者及びデスクは、取材記者に確認するなど慎重に対応するべきであった。インターネットによる情報発信が増える中、印象の強い見出しほどSNSで拡散される傾向にあり、見出しだけを読む読者がいることを考慮すれば、事実が確定していない嫌疑報道の見出しについては、特に留意が必要である。

(ハ) 記事の表現

本件記事の「カンパ名目で上乗せして取り立て」「革労協とほぼ同一の組織」「活動家が組織固めに使っている」などの表現は、申立人や福日労に対する印象を悪くしたことは容易に推測できる。申立人の『『反社会的存在』として描き出している』とする主張には首肯できる面もある。

以上、述べたように本件記事は、公式発表を超える内容を報じており、仮に、記者が、県警の公式発表以上の事実にも踏み込んで記事を書くべきだと判断したのであれば、県警幹部への取材だけに頼らず、申立人側への取材を試みるなど裏づけ取材をして事実の複眼的実相を浮かび上がらせることが必要である。

朝日新聞は、事件取材における留意点として、容疑者や被告など捜査当局と対立する

側の取材も可能な限り努める「対等報道の原則」をうち出し、「指針」として社外にも公表している。

逮捕容疑となった「貸し付け」について申立人は、「生活保護を受けていた知人の通院費だ」と主張している。福日労は日雇い労働者などを対象とした炊き出しや労働相談などを行っており、「福利厚生」「助け合い」の一面もうかがえる。仮に、記者が申立人側に取材し、言い分を記事に盛り込んでいけば、記事の表現や読者に与える印象も異なる記事となったものと、当委員会は考える。

また、朝日新聞社の事件報道の指針は、逮捕された容疑者が不起訴処分とされた場合、容疑者側に取材し、実名による名誉回復を心がけるべきだとしている。申立人は実名報道を望んでおり、申立人の不起訴処分を報道する際には、記者は申立人側に取材したうえで、実名で名誉回復を図るべきであった。デスクも申立人への取材を指示するべきであった。

5. 結論

当委員会は、以下のように結論する。

- ① 「4. 申立人の主張に対する判断」で詳述した理由により、当委員会は本件記事は名誉棄損までは認められず、朝日新聞社は申立人に謝罪及び謝罪記事の掲載の必要はない。
- ② 本件事案について警察発表を超える内容を報じる必要があると判断したのであれば、申立人側の言い分取材をすべきだった。にもかかわらず、申立人側の取材を試みなかったのは報道の公正さに欠ける。逮捕時の取材が困難だったとしても、不起訴処分時に取材して、主張を掲載するべきだった。

6. 提言

記者は、今回の事件の取材、報道に関して、県警の見立てに全面的に依拠していた。デスクを含めて、捜査機関による権力行使が適正かどうかをチェックするというジャーナリズムに期待される役割への認識が希薄だったことは指摘せざるを得ない。

当委員会は、朝日新聞社に対して、当委員会の今回及び過去の見解を教訓とし、報道倫理の基本を研修などを通じて、改めて取材現場に浸透させるよう強く要望する。

朝日新聞社「報道と人権委員会」委員
穴戸 常寿
多谷千香子
会田 弘継